

定 款

S M C 株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、SMC株式会社と称し、英文では、SMC CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 粉末冶金法による焼結濾過体の製造および販売
2. 各種濾過装置の製造および販売
3. 自動制御機器製品の製造加工および販売
4. 倉庫業
5. 通関業
6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使手続については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

② 株主総会は、本店の所在地のほか、東京都区内、埼玉県草加市または茨城県つくばみらい市において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した取締役の補欠としてまたは増員のために選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第22条 取締役会の決議によって取締役社長を定め、このほか取締役名誉会長、取締役会長、取締役副社長およびその他の役付取締役を定めることができる。

- ② 代表取締役は取締役社長とし、このほかに取締役会の決議によって選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役の全員が異議を述べないときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、法令の定める限度まで、任務を怠ったことによる社外取締役(社外取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(相談役および顧問)

第28条 取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。

(執行役員)

第29条 取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

② 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、法令の定める限度まで、任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金に対しては、利息をつけない。

附 則

1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きによる改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

SMC株式会社

定 款

作	成	昭和34年	4月 9日
承	認	昭和34年	4月27日
変	更	昭和34年	9月15日
変	更	昭和38年	5月21日
変	更	昭和39年	5月30日
変	更	昭和40年	5月31日
変	更	昭和42年	5月31日
変	更	昭和43年	5月31日
変	更	昭和47年	5月30日
変	更	昭和48年	5月30日
変	更	昭和49年	5月30日
変	更	昭和50年	5月30日
変	更	昭和53年	6月29日
変	更	昭和54年	6月29日
変	更	昭和55年	6月30日
変	更	昭和56年	6月30日
変	更	昭和58年	6月30日
変	更	昭和59年	6月26日
変	更	昭和60年	2月28日
変	更	昭和60年	6月28日
変	更	昭和61年	4月 1日
変	更	昭和61年12月	1日
変	更	昭和62年	6月22日
変	更	平成元年	6月29日
変	更	平成3年	6月27日
変	更	平成5年	6月29日
変	更	平成6年	6月29日
変	更	平成10年	6月26日
変	更	平成13年	6月28日
変	更	平成14年	6月27日
変	更	平成15年	6月27日
変	更	平成16年	6月29日
変	更	平成17年	6月29日
変	更	平成18年	1月30日
変	更	平成18年	6月29日
変	更	平成21年	6月26日
変	更	平成26年	6月26日
変	更	平成29年	6月28日
		2022年	6月29日